資料５－１

入札監理小委員会における審議の結果報告
総務省ＬＡＮシステムの更新整備及び運用管理業務

総務省ＬＡＮシステムの更新整備及び運用管理業務については、公共サービス改革基本方針（別表）において、平成２４年６月からを目途に平成２９年３月までの約４年１０か月間を契約期間として、民間競争入札を実施することとされている。

当該民間競争入札の実施要項（案）を入札監理小委員会において審議したので、その結果（主な論点と対応）を以下のとおり報告する。

１．業務内容及び確保されるべき公共サービスの質

【論点①】

設計構築費の支払いは民間事業者の要求どおりに支払うこととなっているが、設計構築費に大半の経費を積み上げて初年度に要求されることも可能となるので、再検討すべきではないか。

【総務省の対応】

支払方法として「設計・構築費に相当する額」を「設計・構築費に相当する額（ただし、契約金額の１／１０を上限とする。）」として、予算額を上回らないように変更した。

【論点②】

仕様書中に政府共通プラットフォーム（総務省で整備）への移行・連携の記述があるが、現時点では設計構築に必要な内容が公開されていないため、本事業の入札に際して大きなリスクとなることから、今後、情報開示を行っていく旨を記述すべきではないか。

【総務省の対応】

仕様書中に「政府共通プラットフォームは本仕様書の発行時点で調達及び提供が開始されていない為、情報が入り次第情報の開示を行う」と追記した。

２．従来の実施状況に関する情報の開示

【論点③】

請負契約のため、現行システムの設計・構築費の内訳等の情報開示が十分にできていないが、民間事業者に可能な限り多くの情報を提供する必要があるのではないか。

【総務省の対応】

現行システムの設計構築期間を明記するとともに、現行システムの構築に係る当時の作業スケジュール、提示書類について、民間事業者から要望があった場合、所定の手続きを経た上で閲覧可能である旨の記述を追記した。

３．パブリックコメントへの対応状況

民間事業者１４社から２２２件の意見が寄せられており、本事業への民間事業者の関心は極めて高いとみられる。総務省としては、昨年末にウィルス付メールによるサイバー攻撃を受けた経験などを踏まえ、特に情報セキュリティに係る有用な意見については仕様書に反映するなど適切な対応を行った。